

# 協生

第五号  
平成26年5月

～発行～  
高取町ご意見番  
高取町松山667  
編者 中西宏次  
電話 0744-52-5050

## 「高取グリーンタウン」で自治会設立

### 総会・タウンミーティングで住民結束

昨年十二月十五日(日)十八時よりたかむち小学校体育館において「高取グリーンタウン」自治会設立総会(内田守夫会長)が開かれた。高取グリーンタウンは今まで自治会がなく、三和住宅が取りまとめをしていた。今回、三和住宅が撤退することで自治会設立の運びとなった。高取グリーンタウンは県外や町外の人が多く二百六十二世帯、約八百五十人が居住している。そのうち二百四十五世帯が加入する。平成二十五年四月末日をもって、三和住宅管理事務所が撤退することにより、昨年一月に住民集会を開き、住民有志八名が準備委員会を設立。一軒一軒家を訪問し、自治会設



## 公社元理事長に

### 三千万円の支払命令

市街地開発計画の断念に伴い、コンサルタント会社に和解金を支払ったのは、元理事長が独断で行った合意が原因だと、高取町土地開発公社が元理事長に損害賠償を求めた控訴審(大阪高等裁判所)において十二月二十日、請求通り三千万円の支払いを元理事長に命じた。判決後二週間を経過したが、最高裁への控訴申し出がなく、元理事長は高取町土地開発公社に三千万円の支払いが決定した。

## 空き巣の盗難事案

### 高取町でも発生

空き巣による盗難事案が最近高取町内においても、発生しています。近隣市町村でも発生しています。平成二十六年三月の奈良県における空き巣の統計では、ガラス割りによる侵入が四一%、無施錠による侵入が三七%となっていました。しっかりと施錠をすれば、空き巣の被害に合う確立を約四〇%軽減できるデータです。しっかりと施錠するようにしましょう。

## 駅前開発・健幸の森・裁判・企業誘致

### 高取町長への公開質問内容とその回答

ご意見番では、本年一月二十二日に、高取町長へ公開質問を行い、同年二月十九日回答を頂きました。質問した内容と回答は次の通り。

#### 一、壺阪山駅前開発について

(質問) 町長二期目の公約のひとつである「観光を基幹産業とするための駅前整備」についての実施設計等の具体的な作業の進捗状況についてご回答をお願いします。一部地権者より、立ち退き後の処遇について全く話がないとの不満を耳にします。

(回答) 壺阪山駅前整備は、かねてから懸案事項であり、私の二期目の公約の一つに掲げているところであり、隣接する明日香村キトラ古墳周辺地区では、国営公園の整備が進められており、この公園の最寄り駅が壺阪山駅であり、この機会に壺阪山駅前整備を計画したところであり、地元大字関係者及び地権者の代表者をメンバーとする「近鉄壺阪山駅前地区整備基本構想策定協議会」を発足させ、平成二十五年三月に基本構想(案)を策定しました。まず、近鉄側との折衝状況は、平成二十五年五月に近鉄施設部に基本構想案を提示し、八月には、「全面的に協力はさせていたたくつもりであるが、近鉄のガイドラインに従って、近鉄がこれまで行ってきた他市町村における駅前整備の実施例を踏まえて検討させていただきたい。本町にのみ特別な対応を行うことができない。

い。「というものでした。

次に、奈良県(桜井土木事務所)との交渉は、平成二十五年八月に近鉄と同様に構想案を提示し、平成二十六年年度の国道一六九号線壺阪山駅交差点改良工事の実現に向け、予算確保の依頼を行いました。壺阪山駅前整備については、奈良県の交差点改良工事と連動して、一体的に事業を進めていくものであり、年末にも本町が行った交通量調査や現況測量を踏まえ要望活動を行いました。桜井土木事務所では、来年度に予算化できる方向で努力していただけると聞いており、今後も引き続き県と調整を進めていきます。

現在の状況は、以上のとおりであり、「立ち退き後の処遇について」はまだそこまで、至っていない状況です。今後も、住民にとって利用しやすい駅前整備が実現できるように県や近鉄等と粘り強く協議・交渉していきたくと考えております。



#### 二、赤坂池周辺整備について

(質問) 赤坂池周辺整備について、赤坂池の埋め立て工事等の着工状況をお知らせ下さい。最近になって「埋め立て工事中止」の話をお聞きしますが事実でしょうか。

赤坂池整備事業については、かねてから堰堤が老朽化し、漏水箇所も見られることから、抜本的な防災対策が必要であると思われておりましたところ、平成二十四年度の調査業務を実施致しました。堤体については、「クランク及び変形は見られず、積ブロック等による法面保護工が設けられているため安全である。」という結果でした。そこで、平成二十六年度は、震災対策農業水利施設整備事業を活用し、池全体の「耐震調査」を行う予定です。その耐震調査の結果を踏まえて平成二十七年以降の事業実施メニューの検討を行います。赤坂池は、非常に大きな池であり、事業実施については、町や受益者(赤坂池郷・七ヶ大字)の負担も大きくなることから、県や関係機関とも連携を取りながら補助事業の採択に取り組んでいきます。「埋め立て工事中止」ではなく、段階を踏みながら整備事業を推進しており、関係者の皆様には、平成二十五年十二月二十四日、平成二十六年二月十三日の二回にわたり、これまでの進捗状況の説明と今後の事業実施行程について説明会を開催したところであります。現在の状況は以上です。

#### 三、健幸の森公園事業計画跡地の運営について

(質問) 健幸の森公園事業計画跡地の運営について平成二十五年より一部供用開始とのことでしたが、現地確認したところ、出入口が閉鎖されておりトイレも使用禁止になっています。温泉口もバリアフリーで覆われ、再使用も疑問です。(裏面に続く)

今後どのような運営をお考えなのかお知らせ下さい。

【回答】当初、温水利用型健康運動施設を設置する予定で事業を進めておりましたが、平成二十年度に『留保』という形になりました。現在は、一部を公園として供用開始できるように利用に必要なトイレ、東屋といった施設を順に整備しています。当初予定より多少整備に時間がかかっていますが、整備した区域は公園として利用していただく予定です。なお、残る区域については、当初公園事業の補助をいただき事業を進めた経緯があり、公園施設の一部としての施設を設置することが、最低条件となってくるため、その後の跡地利用については、決まっていな

い現状であります。今後とも効果的な活用の方法を探りながら「負の遺産」を逆転させたいと考えています。

四、「債務不存在確認請求控訴事件」で和解後の状況について

【質問】「債務不存在確認請求控訴事件」で和解した後の対処について、お知らせ下さい。兵庫・薩摩の地権者への「預託金の一部返還請求」はされているのでしょうか。

【回答】公社敗訴の第一審判決を受けましたが、裁判官からの和解勧告もあり公社理事会で協議の結果、和解を受け入れ、和解における処理は全て最終したことはご存知かと思

います。今後の方針については、現在も他の裁判が一件大阪高等裁判所において審理中であり、この審理にも影響を及ぼすおそれもあることから、コメントは差し控えさせていただきたいと思

五、丹生谷の産廃処理場計画について

【質問】丹生谷の山林に産廃廃棄物処分場を建設するための「建築許可申請」を業者が県に提出したとのことですが、その後の状況をお知らせ下さい。

【回答】二月の新聞報道等により、業者からの申請書を県が受理せず、差し戻したと聞いているところであり

六、各種裁判の状況について

【質問】現在係争中の裁判状況についてお知らせ下さい。(損害賠償請求事件の判決等)

【回答】高取町が当事者となる裁判は、現在一件で大阪高等裁判所において審理中です。裁判の審理に影響

を及ぼすおそれもあることから、内容や見込みについてのコメントは、現時点では差し控えさせていただきます

【一】貸金請求控訴事件

この裁判については、昨年に第一審(奈良地方裁判所葛城支部)の判決があり、高取町が勝訴する一方、公社が敗訴しました。この判決を受けたことにより、公社が控訴するとともに相手側も控訴したため、現在、大阪高等裁判所において係争中です。

【二】損害賠償請求控訴事件

この裁判については、平成二十六年一月七日に公社勝訴の判決が確定いたしました。この裁判結果に伴う今後の公社の対応については、近々、公社理事会を開催し協議したいと考えています。

七、グリーンタウン自治会設立の詳細について

【質問】グリーンタウンに自治会が設立されたとのことですが、詳細をお知らせ下さい。

【回答】平成二十五年十二月十五日(日)にグリーンタウン自治会の設立総会を開催され、これまでグリー

タウンは、清水谷自治会の一部でしたが、新たに自治会を設立されました。世帯数は、おおむね二百四十五世帯です。

【八】企業誘致の状況について

【質問】雇用確保や町の活性化を目的に積極的な企業誘致を図りたいと聞いておりますが現在の誘致に関する実施状況や計画をお知らせ下さい。赤阪池東側の企業誘致は中止と聞きましたが如何ですか。

【回答】駅前整備とともに、安全・安心のまちづくりや企業の誘致を進めていくことは、地元の雇用の拡大や法人町民税・固定資産税の増収の増加、それらに伴う波及的な効果が増えらるるため、重要な課題であると認識しております。

赤阪池東側の企業誘致については、土地利用の規制等の課題もあり、具体化していませんが、今後も努力していきたいと考えています。

なお、観音寺地区内に企業誘致が実現するよう現在協議をすすめています。

### 「貸金請求訴訟事件」の2審判決で

#### 高取町土地開発公社逆転勝訴

「貸金請求訴訟事件」は平成二十一年十月十三日に奈良地方裁判所葛城支部に原告より訴状が提出され、第一審(奈良地方裁判所葛城支部)判決が平成二十五年九月三十日に出ました。被告の「高取町土地開発公社」は敗訴となり控訴しておりましたが、平成二十六年三月二十八日に

第二審(大阪高等裁判所)判決が下され被告の「高取町土地開発公社」は逆転勝訴となりました。



### 主要通学路の横断歩道でマーキングペイント

たかむち小学校への主な通学路において、道路に横断のための安全マーキングペイントが施されました。これにより、子供たちの安全な通学と事故防止に効果が期待されます。

高取町では、高取町防犯ボランティア連絡協議会が中心となり、子ども見守り隊隊員一四五名(PTA・老人会・自治会を中心構成)



### 高取町ご意見番

#### 本年度スローガン 町民の意識を風化させない

最近の町行政は、事案の対処・処遇にスピード感がなく、問題発生・対応・その後の経過等の対処について、あいまいで「鋭意検討中」「鋭意努力している」で、前に進んでないように感じます。

町民はそのような問題の結末やその後の経過・現状がわからず、問題意識まで風化している現状です。また行政も、一時的な対処療法や結末にあつては流動的で解決に至っていない手つかずの事案が数多くあります。

そこで「高取町ご意見番」では、本年度の目標として「町民の意識を風化させない」をスローガンに町行政への公開質問や情報開示を求めアプローチしていこうと考えております。

### 編集後記



十カ月ぶりの発行となつてしまいました。植村町政の二期目も半ばを迎えています。今回は、今後の展望も踏まえた今後の町政に対する質問とその回答を中心に紙面を構成しました。行政に言うべきことは言い、住民も協力すべきことはする。お互いの相互関係が、自治(自分で治める)ということだと思